



令和8年度から国民健康保険税の 税率などが変わりました

誰もが安心して医療を受けられる国民皆保険制度の柱として、私たちの健康を支えている国民健康保険（国保）。今年度から、県内での保険税水準の統一に向けた取り組みを踏まえ、「資産割」が廃止されるなど計算方法が変わりました。また、次世代を担う子どもたちを社会全体で支えるため、新たに「子ども・子育て支援金制度」が導入。制度の安定的な運営と、健やかな未来を守るための改定について、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◎問い合わせ 保険年金課 ☎ 23-2642

【子ども・子育て支援金の税率】

	令和8年度
所得割	0.32%
均等割	1,000円
18歳以上均等割	+100円
平等割	600円

子ども・子育て支援金制度が始まりました
今年度から、少子化対策や子育て世帯を社会全体で支えるための財源として、全ての世代・経済主体の皆さまに、医療保険料と併せて「子ども・子育て支援金」を負担いただくことになりました。これに伴い、本市でも従来の「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護分」の3つに加え、新たに「子ども・子育て支援金分」を賦課します。

18歳未満の人
子育て世帯の負担を抑えるため、当年度4月1日時点で18歳未満の人の均等割は全額軽減。

18歳以上の人
次世代を担う子どもたちを支えるため、18歳以上の人の均等割は、1人当たり年額100円が上乗せされます。

知っておきたい「子ども・子育て支援金」の活用事例

集められた支援金は、さまざまな子育て支援策の財源として活用されます。主な内容を紹介いたします。

児童手当の拡充
令和6年10月分から所得制限を撤廃し、全ての子どもに支給されます。また、支給期間も「高校生年代まで」に延長されています。

育児時短就業給付の実施
子どもが2歳未満の期間に時短勤務を選択した場合、賃金の原則10割を支給。仕事と育児の両立をサポートします。

育児期間中の国民年金保険料免除
国民年金の第1号被保険者（自営業やフリーランスなど）を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置が新たに創設。

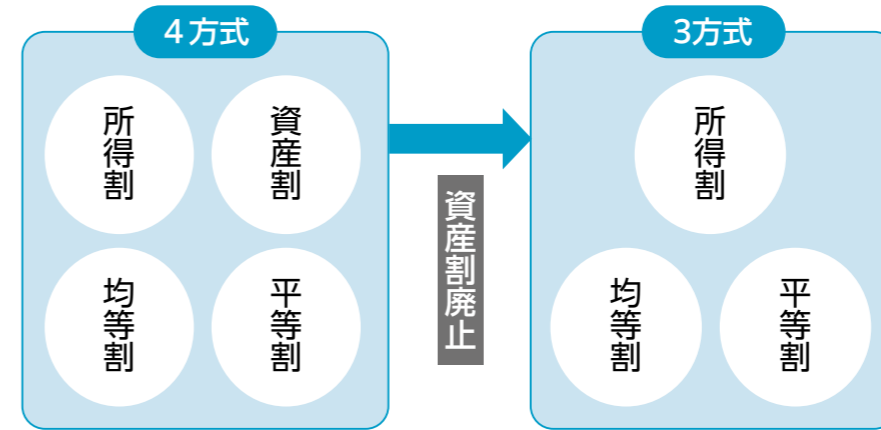
※令和8年10月から開始予定

妊婦のための支援給付
「伴走型相談支援」の面談と合わせ、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に5万円（子ども1人につき）を支給します。

※その他の活用事例など詳しくは、
子ども家庭庁ホームページを確認ください



県内の保険税水準を統一
県は、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険税負担となるよう、令和15年度を目標に、保険税水準の統一を目指しています。これを受け、今年度から固定資産税額に応じて算出する「資産割」を廃止して、「所得割、均等割、平等割」の3方式へと変更しました。



令和8年度の保険税算定方法

国保税額 = 医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護分 + 子ども・子育て支援金分

	医療分	後期高齢者支援金分	介護分	子ども・子育て支援金分
所得割	加入者全体の課税標準所得額 × 10.22%	加入者全体の課税標準所得額 × 3.16%	40～64歳の加入者の課税標準所得額 × 2.81%	加入者全体の課税標準所得額 × 0.32%
均等割	加入者の人数 × 25,900円	加入者の人数 × 9,000円	40～64歳の加入者の人数 × 8,400円	加入者の人数 × 1,000円 ※18歳未満は全額軽減。18歳以上は+100円
平等割	21,500円	7,000円	40～64歳の加入者のいる世帯 6,000円	600円

課税限度額67万円 課税限度額26万円 課税限度額17万円 課税限度額3万円
※一定の所得以下の場合には、均等割および平等割が世帯の所得に応じて7割、5割、2割軽減されます



【令和8年度からの新税率】

	医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度
所得割	11.40%	10.22%	2.05%	3.16%	2.70%	2.81%
資産割	21.60%	(廃止)	4.30%	(廃止)	4.30%	(廃止)
均等割	26,300円	25,900円	5,000円	9,000円	7,800円	8,400円
平等割	25,600円	21,500円	4,800円	7,000円	6,200円	6,000円

●所得割：課税標準所得額（前年の総所得額－基礎控除額43万円）×税率 ※世帯の加入者それぞれの所得に対し、税率をかけます
●均等割：世帯に属する被保険者数×均等割額 ●平等割：1世帯当たりの金額

保険税の使い道

国保は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、お互いに助け合う制度です。保険税は、主に次の費用に充てられています。

- 医療費の支払い 医療機関での診察、治療、入院など
- 給付金 出産育児一時金や葬祭費
- 保健事業 特定健診などの健康増進事業
- 支援金 後期高齢者医療や介護保険への財政支援

保険税は期限内に納めましょう

納期限を過ぎると、督促状を発送します。督促を受けてもなお納付がない場合は、財産の差し押さえ（滞納処分）を行うほか、滞納状況に応じて、医療費が一次的に全額自己負担（10割負担）となる場合があります。

※納付は、払い忘れない「口座振替」が便利です。ぜひ利用ください。

